

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	14,000,626	2,100,094	99,415	161,736,119	175,836,160	2,100,094
社	債	26,006,120	3,900,918	127,415	107,896,868	134,030,403	3,900,918
預貯金	銀 行 預 金	138,545,433	20,781,815	1,734,947	11,938,553	152,218,933	20,781,815
	銀行以外の金融機関の預金	98,275,873	14,741,381	1,920,555	34,212,068	134,408,496	14,741,381
	勤 務 先 預 金	9,419,600	1,412,940	21,873	-	9,441,473	1,412,940
合同運用信託の収益の分配		3,754,573	563,186	3,151,731	52,288	6,958,592	563,186
公社債投資信託の収益の分配等		13,307,620	1,996,143	698	55,881	13,364,199	1,996,143
小 計		303,309,845	45,496,477	7,056,634	315,891,777	626,258,256	45,496,477
定期積金の給付補てん金等		7,926,280	1,188,942	-	121,463	8,047,743	1,188,942
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		7,924,600	1,455,268	90	-	7,924,690	1,455,268
割引債の償還差益		591,027	106,385	-	-	591,027	106,385
計		319,751,752	48,247,072	7,056,724	316,013,240	642,821,716	48,247,072

調査対象等： 平成24年2月から平成25年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	974,423,134	185,272,941	293,656,485	389,857,785	27,417,322	1,657,937,404	212,690,263
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配	26,514	3,852	12,243,548	27,619,344	1,864,522	39,889,406	1,868,374
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	195,547,828	13,568,074	195,547,828	13,568,074
計	974,449,648	185,276,793	305,900,033	613,024,957	42,849,918	1,893,374,638	228,126,711

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整  
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	81,409,968	5,428,973

調査対象等： 平成24年2月から平成25年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 3,961,308,360	千円 145,224,594	千円 36,037,026,165	千円 1,245,172,399	千円 39,998,334,525	千円 1,390,396,993
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	8,020,246	160,775	216,704,116	3,481,500	224,724,362	3,642,275
	計	3,969,328,606	145,385,369	36,253,730,281	1,248,653,899	40,223,058,887	1,394,039,268
退 職 所 得		469,429,192	6,003,902	1,451,097,183	38,078,291	1,920,526,375	44,082,193
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	134,461	-	134,461

調査対象等：給与等の支払者から平成25年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条  該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	103,443,250	11,558,415
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	329,326,533	39,985,216
	診療報酬	108,599	9,489
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	196,381,422	14,075,129
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	25,342,151	2,973,037
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	59,773,928	3,522,256
	契約金・賞金	6,008,507	499,271
	小 計	720,384,390	72,622,813
法第203条の2該当（公的年金等）		1,440,178,797	54,077,621
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		1,120,056,105	16,967,955
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		2,806	230
計		3,280,622,098	143,668,619
災害減免法により徴収猶予したもの		-	11,125

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成25年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	1,296,940	125,725
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	165,836,686	9,315,312
匿名組合契約に基づく利益の分配	274,600	54,917
給 与 ・ 賞 与 等	25,321,572	2,549,704
退 職 手 当 等	3,651,003	580,770
人 的 役 務 の 報 酬	164,785	31,791
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	43,140,061	4,315,028
著作権の使用料又はその譲渡による対価	5,505,034	553,152
貸 付 金 の 利 子	2,605,268	352,954
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	3,948,483	756,358
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	9,351,500	935,128
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	12,399,107	1,989,477
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	82,502	6,266
賞 金	6,152	158
合 計	273,583,693	21,566,740

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。